

介護保険料の決まり方

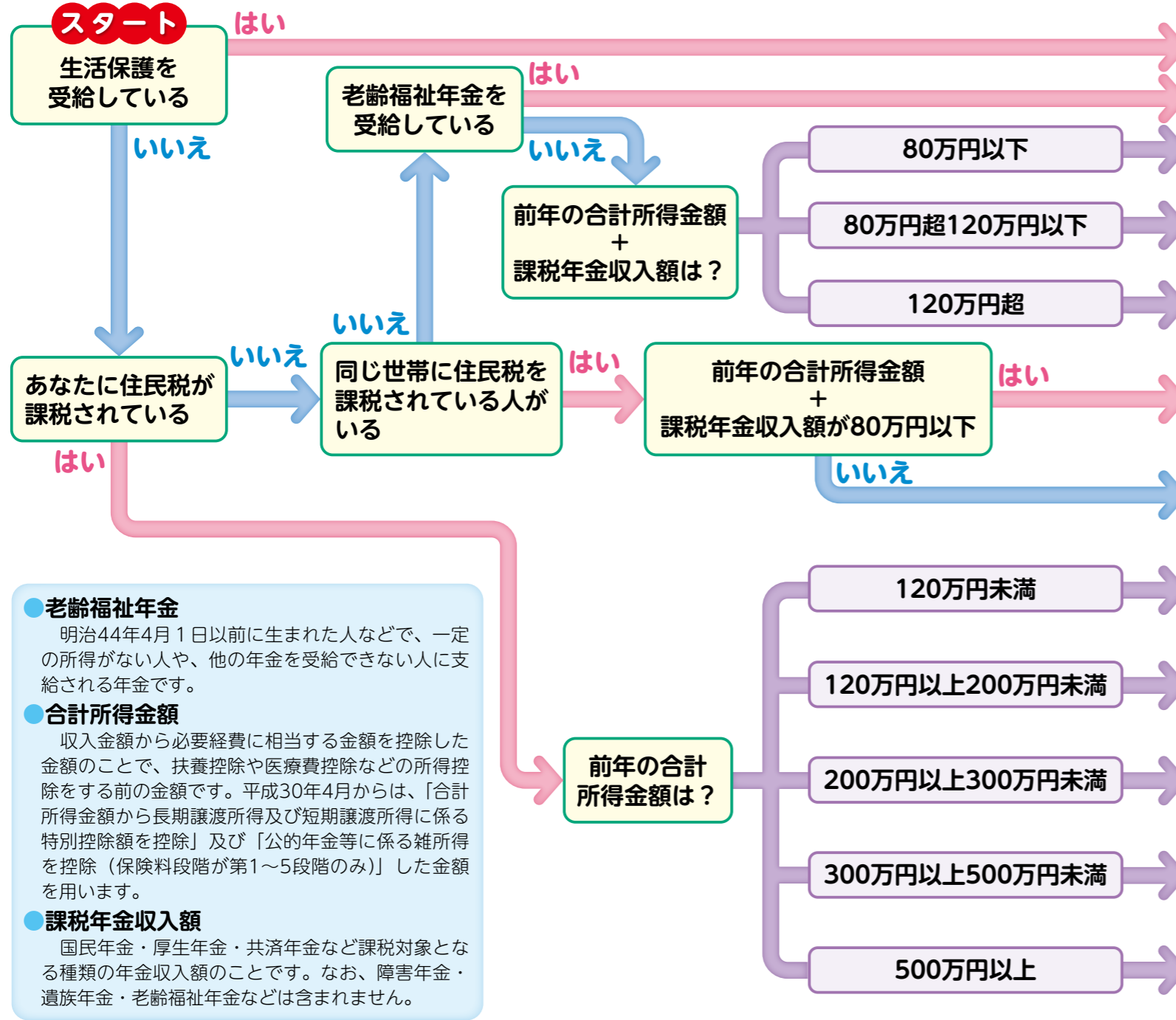
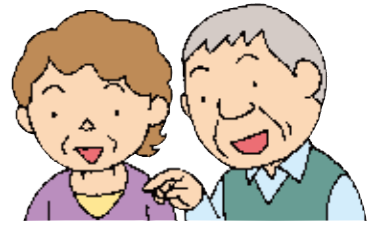
65歳以上の人の介護保険料は、サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、所得に応じて段階別により決まります。サービスにかかる費用は市区町村ごとに違うため、保険料も市区町村ごとに異なります。

基準額
(年額)

市区町村で
介護保険給付に
かかる費用

65歳以上の
人の負担分
(23%)

市区町村の
65歳以上の
人数



- 老齢福祉年金**
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額**
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除（保険料段階が第1～5段階のみ）」した金額を用います。
- 課税年金収入額**
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	基準額 × 0.45 (0.50→0.45へ軽減)	2,770円
第2段階	●合計所得金額+課税年金収入額120万円以下	基準額 × 0.65	4,000円
第3段階	●合計所得金額+課税年金収入額120万円超	基準額 × 0.75	4,620円
第4段階	●合計所得金額+課税年金収入額80万円以下	基準額 × 0.9	5,540円
第5段階	●合計所得金額+課税年金収入額80万円超	基準額	6,160円
第6段階	●合計所得金額120万円未満	基準額 × 1.2	7,390円
第7段階	●合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額 × 1.3	8,000円
第8段階	●合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額 × 1.5	9,240円
第9段階	●合計所得金額300万円以上500万円未満	基準額 × 1.7	10,470円
第10段階	●合計所得金額500万円以上	基準額 × 1.9	11,700円

● 保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

介護保険 Q & A

Q 介護保険を利用していないので、介護保険料は納めなくてもよいですか？

A 利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の人は全員が介護保険料を納めます。介護保険制度は支え合いの制度です。また、いまは介護保険を利用していなくても、今後もし介護や支援が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

Q 介護保険料の納付方法を自分で選びたいのですが？

A 納め方を個人で選択することはできません。介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって法律で決められています。市区町村からの通知にしたがって決められた方法で納付をお願いします。

Q 65歳になる年の介護保険料は、どのようになるのですか？

A 40～64歳の介護保険料は、医療保険の保険料に含まれる形で納めましたが、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）からは、介護保険料単独で納めます。国民健康保険に加入している人の場合、64歳の介護保険料は「4月～65歳になる月の前月までの分」を年度末までの納期に分けて納めます。そのため、「64歳の介護保険料の納付期間」と「65歳の介護保険料の納付期間」が重なりますが、二重に納めているわけではありません。

